

確認事項資料

① 大野郡5町2村合併協議会規約	1頁
② 大野郡5町2村合併協議会規約に基づく協議書	2頁
③ 大野郡5町2村合併協議会会議運営申し合わせ事項	3頁

報告事項資料

第1号 大野郡5町2村合併協議会会議運営規程	4頁
第2号 大野郡5町2村合併協議会の傍聴等に関する規程	5頁
第3号 大野郡5町2村合併協議会会議関係資料の 公開事務取扱規程	7頁
第4号 大野郡5町2村合併協議会インターネットホームページ 開設及び管理運営規程について	8頁
第5号 大野郡5町2村合併協議会幹事会規程	9頁
第6号 大野郡5町2村合併協議会専門部会規程	10頁
第7号 大野郡5町2村合併協議会事務局規程	12頁
第8号 大野郡5町2村合併協議会財務規程	14頁
第9号 大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬 及び費用弁償等に関する規程について	16頁

平成 1 5 年 3 月 8 日

大野郡5町2村合併協議会事務局

確認事項

大野郡5町2村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町(以下「合併関係町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、大野郡5町2村合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
(1) 合併関係町村の合併に関する協議
(2) 合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の作成
(3) 前2号に掲げるもののほか合併関係町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、合併関係町村の長が協議して定める。☞ 協議書

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長及び監事である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長、副会長及び監事)

第6条 会長及び副会長は、合併関係町村の長が協議して、第7条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。☞ 協議書
2 協議会に監事2名を置き、監事は委員の互選による。
3 会長、副会長及び監事は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。
(1) 合併関係町村の長
(2) 合併関係町村の議会の議長
(3) 合併関係町村の長が指定した合併関係町村の者 ☞ 協議書
2 前項の委員のほか、必要に応じて合併関係町村の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。☞ 協議書
3 前2項の委員(同条第1項第3号委員を除く。)に事故又は公務ある場合は、会長は委員の代理を認めることができる。
4 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した者を代理とする。☞ 協議書

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上かつ合併関係町村から1名以上の出席がなければ、これを開くことができない。
2 会長は、会議の議長となる。
3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
☞ 「会議運営規程」

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

☞ (必要の都度規定する)

(町村長連絡会)

第12条 協議会に、合併関係町村の長で構成する町村長連絡会を置き、次の事項を審議する。

(1) 協議会に付議する事項

(2) その他会務に必要な事項

(幹事会及び専門部会)

第13条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

☞ 「幹事会規程」、「専門部会規程」

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

☞ 「事務局規程」

(事務局の職員)

第15条 協議会の事務に従事する職員は、合併関係町村の長が別に定めた者をもって充てる。

☞ 「事務局規程」

(会計)

第16条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第17条 協議会の出納は、監事が監査する。この場合において、監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

☞ 「財務規程」

(報酬及び費用弁償等)

第19条 第7条第1項第2号から第3号までの規定による委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

☞ 「報酬及び費用弁償等規程」

(公務災害補償)

第20条 第7条第1項第2号から第3号の規定による委員の公務災害補償については、会長の属する町村の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に準じ、協議会が支給するものとする。

2 前項の支給に必要な経費については、合併関係町村が協議会に均等に負担するものとする。

(協議会解散の場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成15年3月1日から施行する。

確認事項

大野郡 5 町 2 村合併協議会に関する協議書

三重町長、清川村長、緒方町長、朝地町長、大野町長、千歳村長及び犬飼町長（以下「合併関係町村の長」という。）は、大野郡 5 町 2 村合併協議会（以下「協議会」という。）の発足にあたり、大野郡 5 町 2 村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する協議事項等について、下記のとおり協議、確認したので協議書を取り交わす。

記

1．規約による協議事項

- (1) 規約第 4 条に規定する協議会の事務所の位置について
事務所は、大野郡三重町大字百枝 1 0 8 6 番地の 3 5 フレッシュランド
みえ内に置く。
- (2) 規約第 6 条第 1 項に規定する協議会の会長及び副会長の選任について
会長には 三重町長 芦刈 幸雄 を選任する。
副会長には 緒方町長 山中 博 及び
犬飼町議会議長 若松 成次 を選任する。
- (3) 規約第 7 条第 2 項に規定する協議会の委員について
大分県大野地方振興局長の職にある者をもって充てる。

2．規約による確認事項

- (1) 規約第 7 条第 1 項 3 号に規定する協議会の委員について
合併関係町村の新市まちづくり委員会委員長の職にある者をもって充てる。
- (2) 規約第 8 条に規定する副会長のうち会長の職務を代理する者について
第 1 順位 緒方町長 山中 博 とし、
第 2 順位 犬飼町議会議長 若松 成次 とする。

3．その他確認事項

- (1) 協議会に要する経費の合併関係町村の負担割合について
大分県市町村合併推進交付金対象事業については、均等割 3 5 %、人口割（平成 1 2 年国勢調査人口）6 5 % とし、その他の事業については、均等割 1 0 0 % とする。
ただし、平成 1 4 年度予算にかかる負担金については、大野郡五町二村任意合併協議会からの繰越金をもって充てることとする。
- (2) 協議会発送文書の文書記号は、大合協第 号とする。

(3) 協議会の会計年度について
毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
ただし、平成14年度については、平成15年3月1日に始まるものとする。

(4) 協議内容等の変更について
協議内容等に変更が生じたときは、別に協議する。

上記協議の証として本書8通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成15年2月22日

三重町長 芦 刈 幸 雄

清川村長 森 健 一

緒方町長 山 中 博

朝地町長 羽田野 昭太郎

大野町長 佐 伯 和 光

千歳村長 阿 南 宏

犬飼町長 藤 田 朝 生

確認事項

会議運営申し合わせ事項

協議会の会議運営に関し、以下のとおり申し合わせる。

1. 会議の定例開催

会議開催日、開催時刻及び開催場所は原則として、次のとおりとする。ただし必要に応じて変更する場合は、別途調整する。

- (1) 開催日 毎月第4木曜日
- (2) 開催時刻 午後1時30分から
- (3) 開催場所 フレッシュランド2階研修室とする。

町村長連絡会議については、原則、毎月第3木曜日に開催とする。

2. 前提案の原則

合併協議項目については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前回会議において事前提案し、説明をおこなうものとする。ただし、軽微な項目については提案日において処理できるものとする。

【例】

第1回協議会
事項A 提案

第2回協議会
事項A 協議決定 (継続協議)
事項B 提案

第3回協議会
事項B 協議決定 (継続協議)
事項C 提案

大野郡5町2村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

(会長等の責務)

第3条 大野郡5町2村合併協議会会長(以下「会長」という)は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長及び会長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開とする。

- (1) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第 9 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第 10 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

大野郡5町2村合併協議会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、大野郡5町2村任意合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議は可能な限り傍聴を認めることを原則とし、傍聴人の定員は、会場により大野郡5町2村合併協議会長(以下「会長」という。)が決めることとする。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において、会議開始予定時刻の15分前までに、傍聴人受付簿(第1号様式)に住所、氏名、年齢及び連絡先電話番号を記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で決める定員を超えるときは、くじ引きにより決する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音すること等につき、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手、声援その他の方法により公然と賛否の表明をしないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
- (4) 飲食をしないこと
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて大野郡5町2村合併協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

大野郡5町2村合併協議会
第1回会議 傍聴人受付名簿

番号	住 所	氏 名	年 齢	連絡先	可否
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

大野郡5町2村合併協議会 会議関係資料の公開事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議に関する資料を公開することにより、協議会の活動状況を広く住民に周知するとともに、その関心を高めることを目的とする。

(会議関係資料の公開)

第2条 協議会の会議に関する資料の公開は、協議会の事務局並びに三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町(以下「合併関係町村」という。)の次に掲げるいずれかの場所において行うものとする。

(1) 総務担当課

(2) 情報公開担当課

(3) 前2号に掲げる場所のほか、合併関係町村の各町村のそれぞれ指定する場所

2 協議会の会議に関する資料は、会議開催日以後に公開するものとする。

(資料)

第3条 前条の規定により公開する会議に関する資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会議資料

(2) 会議録(議事録が確定した後とする)

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の会議に関する資料の公開等について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

大野郡5町2村合併協議会インターネット ホームページ開設及び管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会インターネットホームページ(以下「ホームページ」という)を開設することにより、大野郡5町2村合併協議会(以下「協議会」という)の情報を積極的に公開するとともに、住民等の声を把握することを目的とする。

(名称)

第2条 ホームページの名称は「大野郡合併協議会Webページ」とする。

(協議会の責務)

第3条 協議会はホームページに情報を掲載するよう努めなければならない。

(掲載情報の制限等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する情報は、ホームページに掲載することができない。

- (1) 広告その他の営業に関する情報
- (2) 個人に関する情報(一般的に知り得ない個人の情報であって、その個人が識別され、又は認識されうる情報をいう。)
- (3) 公共性及び公益性を損なうおそれがある情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の会長が定める情報

(意見等の受信及び処理)

第5条 協議会は、電子メール(以下「メール」という)を有効的に活用し、メールによる意見等の収集に努めるものとする。

2 メールで受信した意見等については、速やかに回答等の処理をするものとする。

(リンクの取り扱い)

第6条 ホームページのリンクは、次の各号のいずれかに該当する機関等が開設したインターネットホームページに限るものとする。

- (1) 官公庁
- (2) 官公庁以外の公共機関
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の会長が認める機関等

2 協議会以外の者が開設するインターネットホームページからのリンクは自由とする。
ただし、リンクを行う場合は、その旨を協議会に通知するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 ホームページに情報を掲載する場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取り扱いに十分配慮しなければならない。

(著作権等への留意)

第8条 ホームページに自ら作成したものでない文書、写真、図画、音楽、動画等の著作物を掲載する場合は、当該著作物の著作権等について、十分留意しなければならない。

(引用・転載)

第9条 ホームページの内容は、自由に引用・転載することができるものとする。ただし、利用者は、その出典を明示しなければならない。

(事務局の責務)

第10条 協議会の事務局は、ホームページに掲載する情報については、その利用目的に照らして常に最新のものとしておかななければならない。

2 協議会の事務局は、ホームページの作成については、効率的に作成し、全体の整合性を保つよう努力しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、ホームページの開設及び管理運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

報告第5号

大野郡5町2村合併協議会幹事会規程

(設置)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第3項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、大野郡5町2村合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示により、大野郡5町2村合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、大野郡5町2村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する

2 幹事会に幹事長及び副幹事長2名を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、前条に規定する幹事の互選により定める。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により、原則として毎月第2木曜日の午後を開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合、幹事長があらかじめ指名した者を代理とする。

3 幹事に事故又は公務ある場合は、幹事長は幹事の代理を認めることができる。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を要請し、意見を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第15条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

町村名	職	名
三重町	助 役	企画振興課長
清川村	助 役	総務企画課長
緒方町	助 役	総務課長
朝地町	助 役	企画商工観光課長
大野町	助 役	総務課長
千歳村	助 役	総務企画課長
犬飼町	助 役	総務企画課長

大野郡5町2村合併協議会専門部会規程

(設置)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第3項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、大野郡5町2村合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示又は幹事長の指示を受けた大野郡5町2村合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の要請により、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、総務部会、企画部会、民生部会、文教部会、産業部会及び建設部会とし、専門部会員により構成する。

- 2 専門部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 専門部会に次の役員を置く。
 - (1) 部会長1名
 - (2) 副部会長1名
- 4 役員は、専門部会員の互選により定める。

(会議)

第4条 会議は、幹事長の指示又は事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

(会議の運営)

第5条 部会長は、専門部会を主宰し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 部会長は、会議の議長となる。
- 4 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。
- 5 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 専門部会の庶務は、規約第 1 5 条第 1 項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、専門部会について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部会

町村名	職名	氏名
三重町	総務課長	伊美信長
清川村	総務企画課長	衛藤孝典
緒方町	総務課長	阿南忠彦
朝地町	総務課長	岩崎健重
大野町	総務課長	箱崎一彦
千歳村	総務企画課長	足立寛
犬飼町	総務企画課長	安藤邦男

企画部会

町村名	職名	氏名
三重町	企画振興課長	赤嶺信武
清川村	総務企画課長	衛藤孝典
緒方町	総務課長	阿南忠彦
朝地町	企画商工観光課長	後藤忠文
大野町	企画課長	大木義政
千歳村	総務企画課長	足立寛
犬飼町	総務企画課長	安藤邦男

民生部会

町村名	職名	氏名
三重町	健康福祉課長	首藤知子
	環境整備課長	芦刈敏郎
清川村	福祉保健課長	加藤寿徳
緒方町	福祉セク-事務長	宗順一
朝地町	住民課長	志賀義和
大野町	町民福祉課長	足立信夫
千歳村	住民福祉課長	柴山茂行
犬飼町	福祉保健課長	足立文彦

文教部会

町村名	職 名	氏 名
三重町	教育委員会総務課長	佐藤 新一
清川村	教育委員会総務課長	後藤 弘一
緒方町	教育委員会総務課長	堀 てる子
朝地町	教育委員会総務課長	小野 長次
大野町	教育委員会管理課長	首藤 征士
千歳村	教育委員会総務課長	宮成 昭義
犬飼町	教育委員会総務課長	羽田野 英樹

産業部会

町村名	職 名	氏 名
三重町	農林振興課長	三代 英昭
清川村	産業振興課長	三浦 俊莊
緒方町	産業振興課長	羽田野 長則
朝地町	農林課長	岩 男 俊一
大野町	産業課長	阿南 益郎
千歳村	農林商工課長	田嶋 誠一
犬飼町	農林商工課長	阿部 重之

建設部会

町村名	職 名	氏 名
三重町	建設課長	神田 増秋
清川村	建設課長	羽田野 隆敏
緒方町	建設課長	羽田野 修
朝地町	建設課長	工藤 武敏
大野町	建設課長	大塚 敦
千歳村	建設課長	廣瀬 善己
犬飼町	建設課長	阿部 鉄太郎

大野郡5町2村合併協議会事務局規程

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事
- （2）協議会の協議資料の作成に関する事
- （3）協議会の広報に関する事
- （4）協議会の庶務に関する事
- （5）その他協議会の運営に関し必要な事項に関する事

（職員）

第3条 規約第15条に規定する事務局の職員については、別表第1のとおりとする。
2 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

（組織等）

第4条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班及び企画調整班を置く。
3 各班の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

（職員の職務）

第5条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という）の命を受け、事務局の事務を統括する。
2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
（1）事務局内の連絡及び調整
（2）事務局長の職務の補佐
（3）事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
3 班長は、事務局長及び事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
（1）班相互間の連絡及び調整
（2）自己の班に属する職員の指揮監督
（3）分掌する事務の総括管理
4 他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（決裁）

第6条 協議会の会長（以下「会長」という）が決裁する事項は、次のとおりとする。
（1）協議会の運営に関する基本方針の決定
（2）協議会に提案する議案の決定に関する事
（3）協議会の予算及び決算に関する事
（4）規程等の制定及び改廃に関する事
（5）その他特に事務局長が重要と判断する事項

(事務局専決事項)

第 7 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1 件の金額が 5 0 万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (4) 事務上の通知、申請、届出、照会、回答及び報告等に関すること
- (5) 合併関係町村との連絡調整に関すること
- (6) その他事務局にかかる軽易な事項に関すること

(代決)

第 8 条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取り扱い)

第 9 条 協議会の公印の名称、ひな型、寸法、書体及び用途は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員のサービス)

第 1 0 条 職員のサービス及び勤務時間その他の勤務時間の割り振り及び休憩時間、休憩時間については、大野広域連合の例による。

(給与等)

第 1 1 条 職員の給与等については、それぞれ派遣する町村の負担とする。

2 職員の旅費については、大野広域連合の例により協議会が支給する。

(委任)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属団体	氏名	氏名
三重町	江藤 喜啓	
清川村	佐保 正幸	
緒方町	菅原 正美	
朝地町	和田 裕之	
大野町	衛藤 成史	
千歳村	戸上 守	
犬飼町	隈田原 勇次	
大分県	倉原 浩志	

別表第2（第4条関係）

区分	分掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の編成、執行に関すること ・ 合併の諸手続きに関すること ・ 協議会、小委員会、幹事会の会議の運営等に関すること ・ 各種研修及び住民啓発に関すること ・ 広報誌の発行及びホームページに関すること ・ その他庶務に関すること
企画調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定項目に関すること ・ 専門部会及び作業部会の運営等に関すること ・ 新町（市）建設計画に関すること ・ 新町（市）財政計画に関すること ・ 情報システムの統合に関すること ・ その他合併に係る諸計画に関すること

別表第3（第9条関係）

1. 名称	大野郡5町2村 合併協議会の印	大野郡5町2村 合併協議会会長の印	大野郡5町2村合併 協議会事務局長の印
2. ひな型			
3. 寸法	30mm × 30mm	21mm × 21mm	21mm × 21mm
4. 書体	隷書体	隷書体	隷書体
5. 用途	対外全般	対外全般	対外全般

大野郡5町2村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約第18条の規定に基づき大野郡5町2村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長(以下「会長」という)は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の議決を経なければならない。
- 3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。
- 4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、協議会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の区分は別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の区分は別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第 6 条 会長は協議会の職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。
- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第 7 条 会長は歳出予算の流用をしたとき又は予備費の充用をしたときは、協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に協議会の決算を調整し、監事の監査に付した後、協議会の認定を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町村長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) その他必要な簿冊

(委任)

第 10 条 この規定に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年度中の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前」とあるのを「第 1 回の」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、この規程の施行日から第 1 回協議会会議の開催日までの間において収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条第 1 項関係)

歳入予算の区分	町村負担金
	県補助金
	繰越金
	その他

別表第 2 (第 4 条第 2 項関係)

歳出予算の区分	報酬
	職員手当
	共済費
	賃金
	報償費
	旅費
	需用費
	役務費
	委託料
	使用料及び賃借料
	工事請負費
	備品購入費
	負担金補助及び交付金
	公課費
	予備費

大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の 報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大野郡 5 町 2 村合併協議会規約第 19 条第 2 項の規定に基づき、大野郡 5 町 2 村合併協議会（以下「協議会」という）の委員等の報酬及び費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 協議会の委員等の報酬の額は、日額 4,600 円とする。ただし、合併関係町村の長、助役及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償等)

第 3 条 協議会の委員等が、職務のため旅行したときは、費用弁償として、別表により旅費を支給することができる。ただし、合併関係町村の長、助役及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか協議会の委員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

鉄道賃	車賃 (1kmにつき)	日 当		宿泊料 (1夜につき)
		郡内(1日)	県内(1日)	
2等運賃 (普通運賃)	40円	1,000円	2,200円	10,000円

ただし、県外旅行の場合は、日当、宿泊料を上記表金額に3割を加算した額とし、東京出張の場合に限り、その出張1日につき、都内車賃として2,000円を追加して支給をする。

合併前の取組に対する支援

A 法定協議会に対する支援

1 県の合併推進交付金

- ・ 協議会に対し、運営経費、新市建設計画策定費の1 / 2助成
- ・ 各年度上限500万円。(2ヶ年度) 実施事業は、2の補助金と明確に区分する要あり。

2 国の合併準備補助金

- ・ 協議会の構成市町村に対する定額補助(上限500万円)
- ・ 申請は1回限り(15年度または16年度)
- ・ 市町村が実施する事業 職員研修費等 ・法定協議会が行う事業に対する町村負担

3 特別交付税措置

協議会設置等合併準備に要する経費の1 / 2を限度に措置

B 合併重点支援地域に対する支援

合併重点支援地域の指定要件

地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域

法定ないし任意の合併協議会等が設置されている地域

関係市町村で合併に向けた取組がされており、地域内の一部の市町村から県に対して要請がなされた地域

その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当と認められる地域

1 合併特例事業のうちの市町村合併推進事業

合併推進債(充当率90%、交付税算入率50%)可能

(1) 市町村事業(単独事業)

関係市町村(複数、広域連合も可)が一体的に行う公共施設整備

実施期間は原則として事業開始から3ヶ年度以内

(2) 県事業(国庫補助事業、単独事業)

道路、橋梁など県が行う交通基盤施設の整備。合併特例債事業標準事業費の1 / 2が上限
計画作成要。実施期間は計画作成から10ヶ年度以内

2 国庫補助事業(80事業)における優先採択、重点投資

- ・ 市町村合併支援道路整備、交流ふれあいトンネル橋梁整備
- ・ 公営住宅建て替え等の推進、廃棄物処理施設整備
- ・ 水道施設整備、農業集落排水施設等整備、公共下水道等普及促進
- ・ 消防広域再編の促進、地域イントラネット基盤施設整備、地域ケーブルテレビ施設整備
- ・ 市町村合併支援農道等整備、一般農道整備、中山間地域総合整備

3 県単独事業(16事業)における優先採択、重点投資

- ・ 地方特定道路、県単道路、県単補助林道
- ・ ゆとりある定住環境整備、ふるさと生き生き住宅建設促進
- ・ 小型合併処理浄化槽設置整備、消防施設整備促進
- ・ 地域商業魅力アップ総合支援、過疎地域商業振興支援、団体営農業基盤整備促進
- ・ 地域振興事業調整費、市町村振興資金貸付 など

C その他に人的支援、講師派遣、建設計画策定支援などがある。

重点支援地域の指定状況

協議会名称	設置期日	区分	構成団体	重点支援地域指定
西高地域1市2町合併協議会	平成15年1月1日	法定	豊後高田市、真玉町、香々地町	平成14年7月26日
東国東地域町村合併任意協議会	平成14年3月1日	任意	国見町、姫島村、国東町、武蔵町、安岐町	
杵築市・日出町・山香町・大田村合併協議会	平成15年1月10日	法定	杵築市、日出町、山香町、大田村	平成15年1月16日
狭間・庄内・湯布院任意合併協議会	平成15年1月1日	任意	狭間町、庄内町、湯布院町	
臼杵市・野津町合併協議会	平成15年3月1日	法定	臼杵市、野津町	
佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会	平成14年5月1日	法定	佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町	平成13年7月27日
大野郡5町2村合併協議会	平成15年3月1日	法定	三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町	
竹田直入地域市町合併任意協議会	平成14年3月1日	任意	竹田市、荻町、久住町、直入町	
玖珠郡任意合併協議会	平成14年5月20日	任意	玖珠町、九重町	
日田市郡合併協議会	平成15年1月16日	法定	日田市、前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町	
中津市・下毛郡合併協議会	平成15年1月1日	法定	中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町	平成15年2月25日
宇佐両院地域市町合併任意協議会	平成14年3月1日	任意	宇佐市、院内町、安心院町	
臼津地域合併問題研究協議会	平成13年10月1日	研究会	臼杵市、津久見市	
大分市、佐賀関町任意合併協議会準備会	平成14年9月5日	研究会	大分市、佐賀関町	

全国の指定状況：42府県235地域、1,010市町村（平成15年1月22日現在）

各種事業(ハード)実施に伴う事務系統図

